

社会福祉法人神戸光有会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神戸光有会の役員及び評議員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。また評議員等とは、評議員及び評議員選任・解任委員、苦情解決第三者委員、虐待防止第三者委員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、次の業務に対して、別表1により報酬等を支給することができる。

- (1) 役員が理事会・評議員会に出席した場合
- (2) 評議員が評議員会に出席した場合
- (3) 評議員選任・解任委員がその業務に携わった場合
- (4) 苦情解決第三者委員がその業務に携わった場合
- (5) 虐待防止第三者委員がその業務に携わった場合
- (6) 役員・評議員が法人及び施設の運営のための業務に携わった場合

(監事の報酬)

第4条 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務にあった場合は、別表2により報酬を支給することができる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員等が法人業務のため出張する場合は、法人の旅費規程の定めるところによる。

(兼務役員)

第6条 施設職員を兼務する役員には、本規定は適用しない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

平成30年4月1日から施行する。

(平成29年11月10日理事会 議決)

(平成30年6月19日定時評議員会 議決)

別 表

別表1 (非常勤役員等の報酬)

名 称	報酬額	その他
理事会出席報酬	5,000 円	実費
評議員会出席報酬	5,000 円	実費
苦情解決第三者委員会 出席報酬	5,000 円	実費
虐待防止第三者委員会 出席報酬	5,000 円	実費
評議員選任・解任委員会 出席報酬	5,000 円	実費
上記以外に法人・施設の 運營業務への出席報酬	5,000 円	実費

別表2 (監事監査報酬)

名 称	報酬額	その他
監事監査指導報酬	23,000 円	実費